

湯沢町一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画

生活排水処理基本計画



君と一緒に暮らす町

令和6年4月

湯 沢 町

目次

第1部 総論

第1章 計画の概要

- 1 策定の目的 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の範囲 3
- 4 計画の期間 4
- 5 計画の点検・見直し・評価 5

第2章 湯沢町の概要

- 1 湯沢町の位置 6
- 2 人口動態 7
- 3 観光客数 8
- 4 産業の概況 9
- 5 将来計画等 10

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

- 1 ごみ処理の体系 11
- 2 ごみの処理実績 15
- 3 ごみ処理の目標と達成状況 20
- 4 ごみ処理の課題 23

第2章 ごみ処理基本計画

- 1 ごみ処理基本計画 24

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水の現状と課題

1	生活排水処理施設の現状	・ ・ ・ ・	29
2	生活排水処理施設の整備状況	・ ・ ・ ・	31
3	生活排水処理の基本方針	・ ・ ・ ・	31
4	生活排水の排出状況	・ ・ ・ ・	32
5	生活排水の達成状況	・ ・ ・ ・	33
6	収集運搬及び処理計画	・ ・ ・ ・	34
7	生活排水の処理計画と目標	・ ・ ・ ・	35

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 策定の目的

湯沢町第2次一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うための計画で、「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」で構成されます。

湯沢町（以下「本町」という。）では、これまでも平成27年に、令和5年度までの9年間を計画期間とする、「湯沢町一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）」を策定し、町民、事業者とともに、ごみの適正処理及び減量化に取り組んできました。

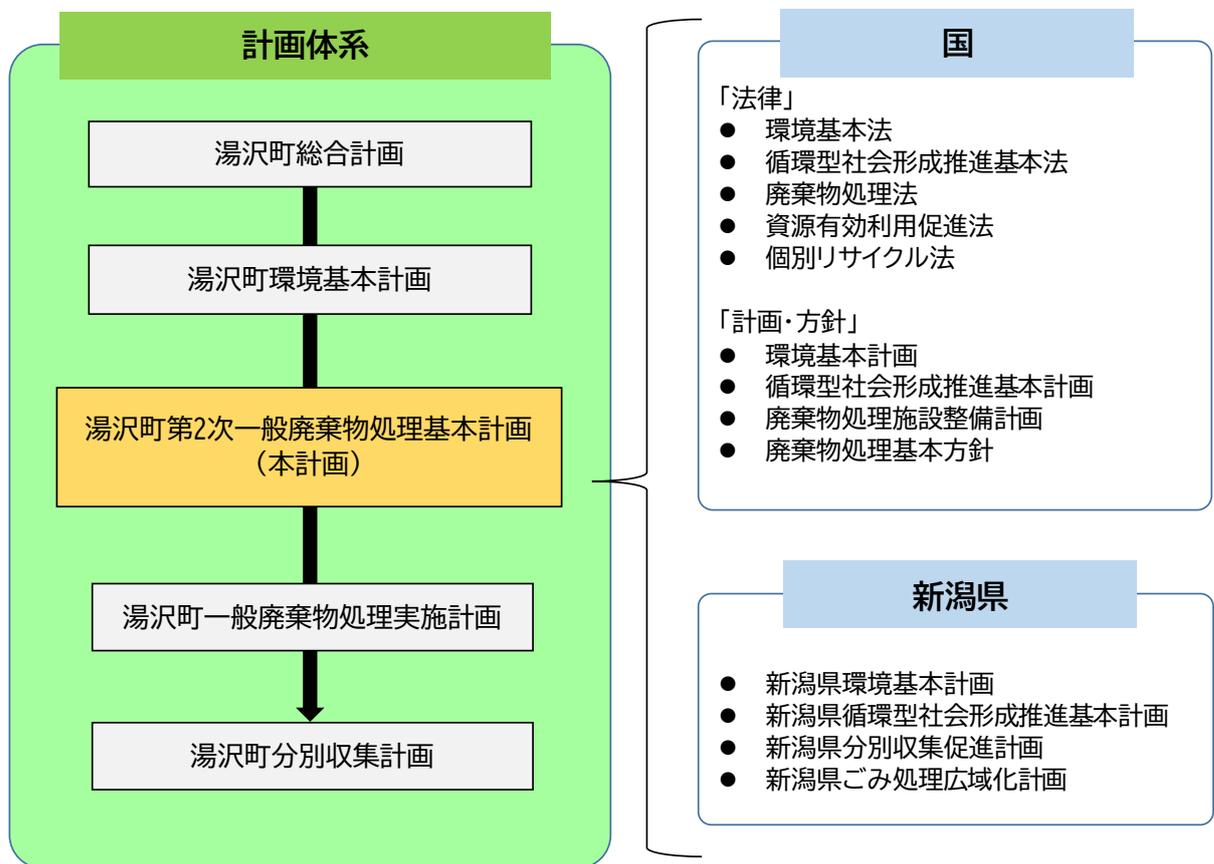
今日の私たちの豊かさを支える大量生産・大量消費・大量廃棄という社会構造は、自然環境の破壊、地球温暖化、資源の枯渇などの地球環境に負荷を与えてきました。今後は、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rに加え、リフューズ（廃棄物になるものを断る）を加えた4Rの実施と、廃棄物の適正処理による資源循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換が求められています。

また、水を取り巻く環境でも、生活排水による河川やため池の汚濁を防止し、快適な環境の保全及び創造が重要な課題になっています。

前計画の施策と目標値を見直し、本町の特性を考慮しつつ、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指し、本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、湯沢町総合計画、湯沢町環境基本計画の下位計画であり、本町の一般廃棄物の発生及び排出抑制、減量化、資源化、適正処理に関して、長期的かつ総合的な方向性を示すため、廃棄物の処理および清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するもので、適正な分別・収集・運搬・処理・再生・処分等の業務を行うことにより、町民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とします。

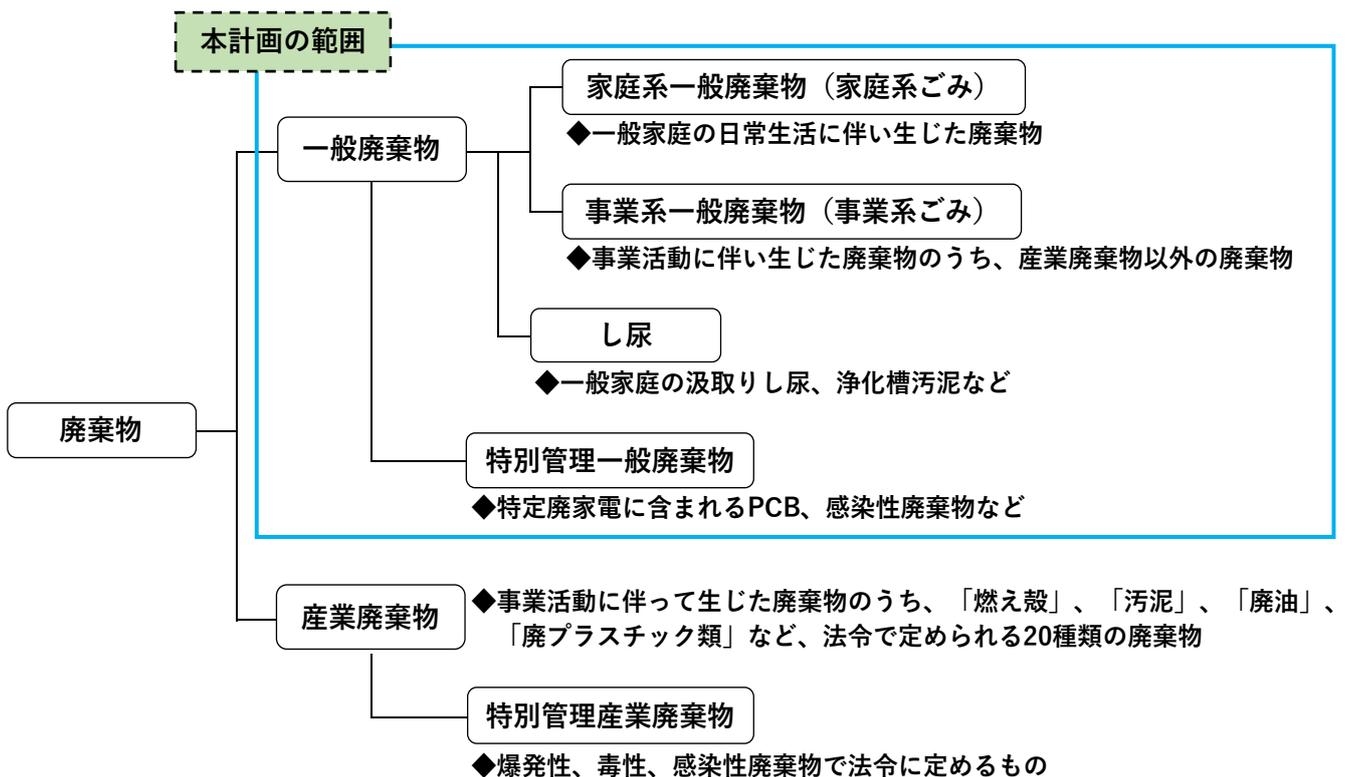


3 計画の範囲

廃棄物処理法において、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分しています。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」と、旅館・飲食店・商店・オフィス等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」に分類されます。

本計画の対象とする範囲は、本町から発生する一般廃棄物です。

また、特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、廃家電製品に含まれる PCB や感染性廃棄物など、人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして、政令で定められている廃棄物です。



4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和15年度を計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の大きな変化、国・県における方針の変更等のほか、南魚沼市の新ごみ処理施設が建設される予定の令和12年を目途に、今計画の施策と目標値を再度見直すこととします。

R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027	R 10 2028	R 11 2029	R 12 2030	R 13 2031	R 14 2032	R 15 2033
前計画期間		本計画期間（10年間）									
計画策定期間							計画の見直し			計画目標年度	

5 計画の点検・見直し・評価

本計画は、循環型社会形成のための様々な施策を広く展開していくための基礎となる計画です。これらの目標を達成するため、計画の各段階における状況を点検・評価し、次の施策に展開していく必要があります。また、環境を取りまく社会情勢が日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要です。そのため、計画の推進状況を施策ごとに毎年点検する必要があります。

点検は、目標達成に向けた取り組み状況や目標の達成度について評価し、問題点について整理します。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。

また、住民並びに事業者の取り組みや活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討していきます。

一般廃棄物処理基本計画における PDCA サイクル



年度毎の点検内容	
個別政策	計画全体
<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取り組み (住民・事業者・行政) 進捗状況の把握 進捗状況の評価 次年度の目標と課題 	<ul style="list-style-type: none"> 重点施策等の検討 関連事業、計画との連携 国、県及び組合等の連携

第2章 湯沢町の概要

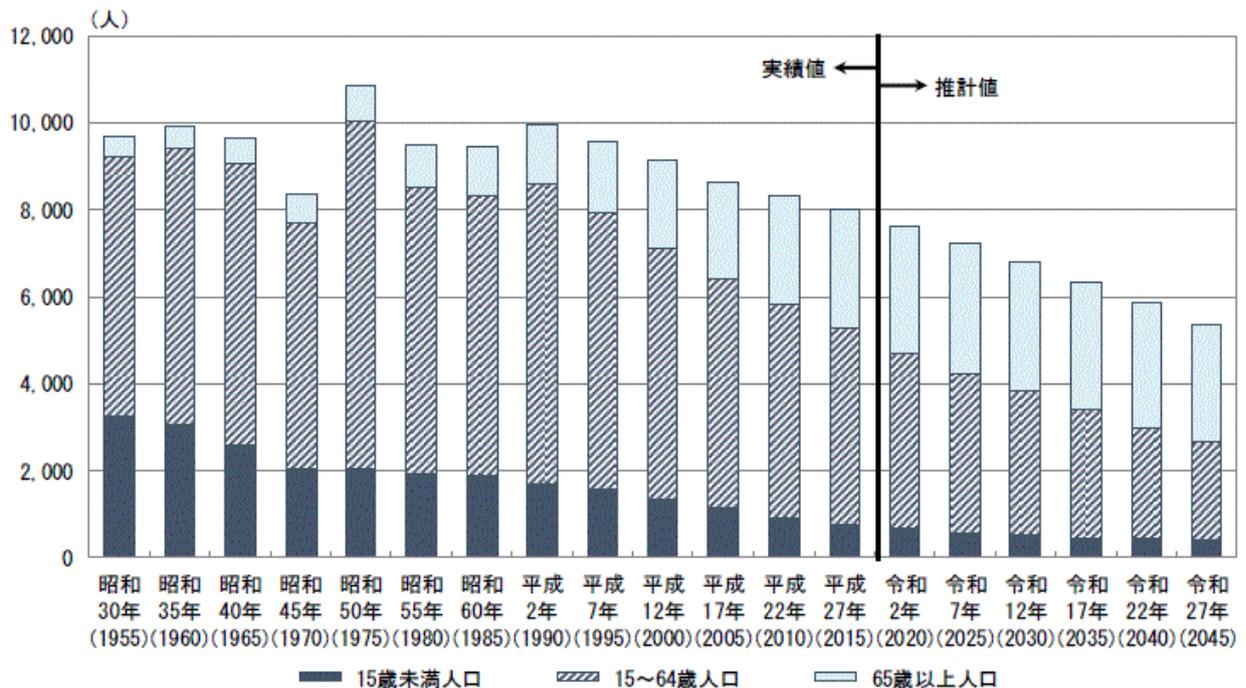
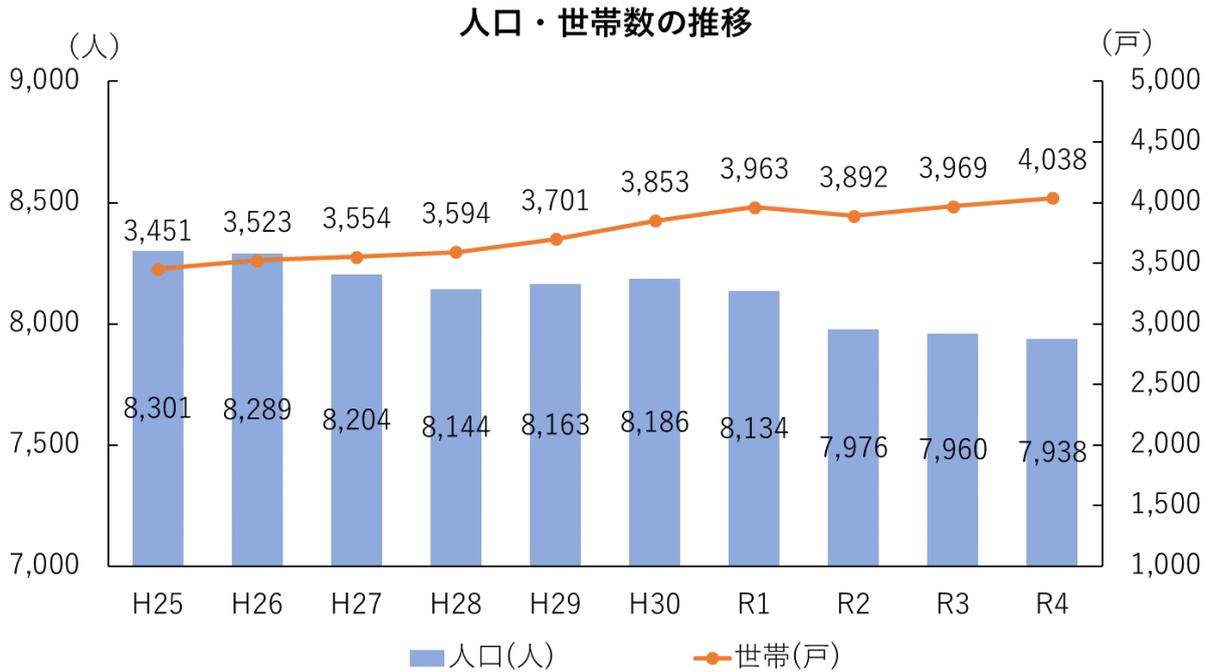
1 湯沢町の位置

本町は、新潟県中南部の中越地方にあり、長野県や群馬県に境界を接しています。魚野川をはじめ清らかな水の流れ、谷川連峰や苗場山等の2,000m級の雄大な山々といった美しい自然豊かな町です。



2 人口動態

本町の人口は、昭和55年以降減少傾向で推移しており、令和5年3月末時点において7,938人、4,038世帯となっています。世帯当り人員についても核家族・単身世帯化が進行しており、1世帯あたり約1.96人となっています。推計では、今後も人口は減少していき、令和12年には、7,000人を下回る見込みです。



資料：国勢調査（昭和30年～平成27年）・国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月推計）

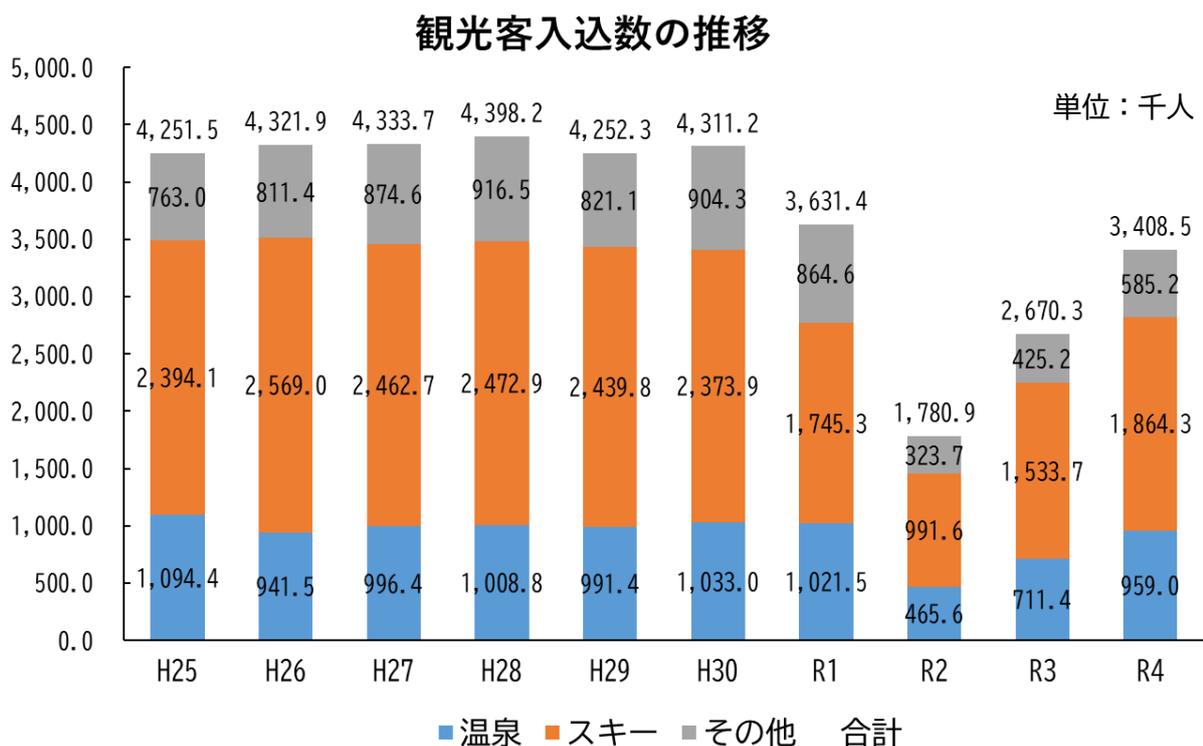
3 観光客数

本町は、三国街道の宿場町の1つであり、温泉地としても知られ、川端康成の小説『雪国』の舞台となりました。近年ではフジロックフェスティバルの開催など、イベント、ウィンタースポーツや登山など国内外から多くの観光客が訪れ、県内でも有数の観光地となっています。

単位：人

年度	温泉	スキー	その他	合計
H25	1,094,400	2,394,100	763,000	4,251,500
H26	941,500	2,569,000	811,400	4,321,900
H27	996,400	2,462,700	874,600	4,333,700
H28	1,008,800	2,472,900	916,500	4,398,200
H29	991,400	2,439,800	821,100	4,252,300
H30	1,033,000	2,373,900	904,300	4,311,200
R1	1,021,500	1,745,300	864,600	3,631,400
R2	465,600	991,600	323,700	1,780,900
R3	711,400	1,533,700	425,200	2,670,300
R4	959,000	1,864,300	585,200	3,408,500

資料：湯沢町観光統計



4 産業の概況

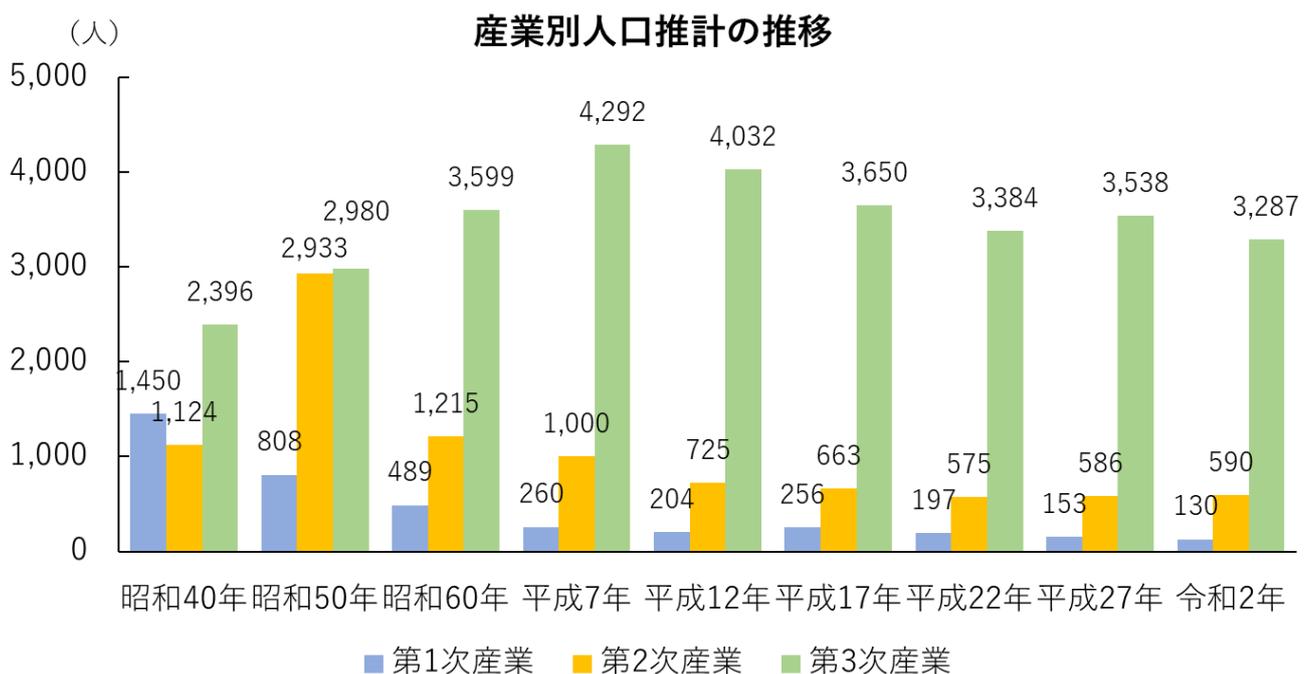
本町の産業別従業者数を見ると、観光業・宿泊業に携わる業種が多いことから、第3次産業が大半を占めています。

このような産業構造から、本町では観光業や旅館業から排出される事業系ごみが多く排出されていると考えられます。廃棄物処理法において、これらの事業系ごみは事業者自らの責任において適正に処理することとされています。

区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和40年	1,450	1,124	2,396
昭和50年	808	2,933	2,980
昭和60年	489	1,215	3,599
平成7年	260	1,000	4,292
平成12年	204	725	4,032
平成17年	256	663	3,650
平成22年	197	575	3,384
平成27年	153	586	3,538
令和2年	130	590	3,287

資料：国勢調査

単位：人



5 将来計画等

本町では、最上位計画として、すべての分野における行政運営の基本となる「湯沢町総合計画」を策定し、今後のまちづくりの方向性を示しています。

また、環境分野では湯沢町環境基本条例に基づき「湯沢町環境基本計画」を策定し、計画では基本目標を掲げ、そのためにできることを、町民・事業者・行政が心を一つにして取り組むこととしています。環境基本計画において、本町の目指す環境像と基本目標を以下のように定めています。

自然を愛し自然とともに生きるまち ～ つなごう未来へ 美しい四季の湯沢 ～

自然を守り自然に親しむまち

清らかな水、澄んだ空気、緑あふれる山々など、湯沢町は豊かな自然環境に恵まれています。そこは多種多様な生物の生息・育成の場となっているだけでなく、人々の暮らしに潤いと安らぎをもたらす場でもあります。こうした好な自然を守り自然に親しむまちを目指します。

安心して快適に暮らせるまち

日々、私たちが健康で快適な生活を送るためには、水や空気が良好な状態に保たれ、騒音などの環境公害に悩まされない生活環境が必要です。また、豪雪地帯における克雪対策や多発する自然災害への防災・減災対策の推進により、誰もが安心して快適に暮らせるまちを目指します。

資源を大切にす地球環境にやさしいまち

地球温暖化による気候変動は、私たちの生活だけでなく自然の生態系にもさまざまな影響を及ぼしています。環境への負荷をできるだけ少なくするためには、再生可能エネルギーの活用など低炭素型の暮らしを実現させる取り組みが必要です。また、廃棄物の減量化・資源化や適正処理などの推進により、循環型社会の形成を図り、資源を大切にす地球環境にやさしいまちを目指します。

環境保全にみんなで取り組むまち

目指す環境像を実現していくためには、町・事業者・住民等すべての主体が協働し、積極的に環境問題に取り組むことが重要です。効果的な環境教育や環境保全活動の推進により、地域全体で環境問題に対する意識を高め、環境保全にみんなで取り組むまちを目指します。

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1 ごみ処理の体系

本町は一般廃棄物処理施設を有していないため、一般廃棄物の処理を南魚沼市に委託しています。本町から排出される一般廃棄物は、南魚沼市の可燃ごみ処理施設と不燃ごみ処理施設にて処理しています。

また、本町では古着・古布、不用食器と使用済み天ぷら油も収集対象としており、処理は民間委託しています。

(1) ごみの分別

家庭系ごみの分別は、下表のとおりです。事業系ごみの分別は、家庭系ごみの分別に準じておりますが、産業廃棄物に該当するものについては、事業者の責任において処理を行います。

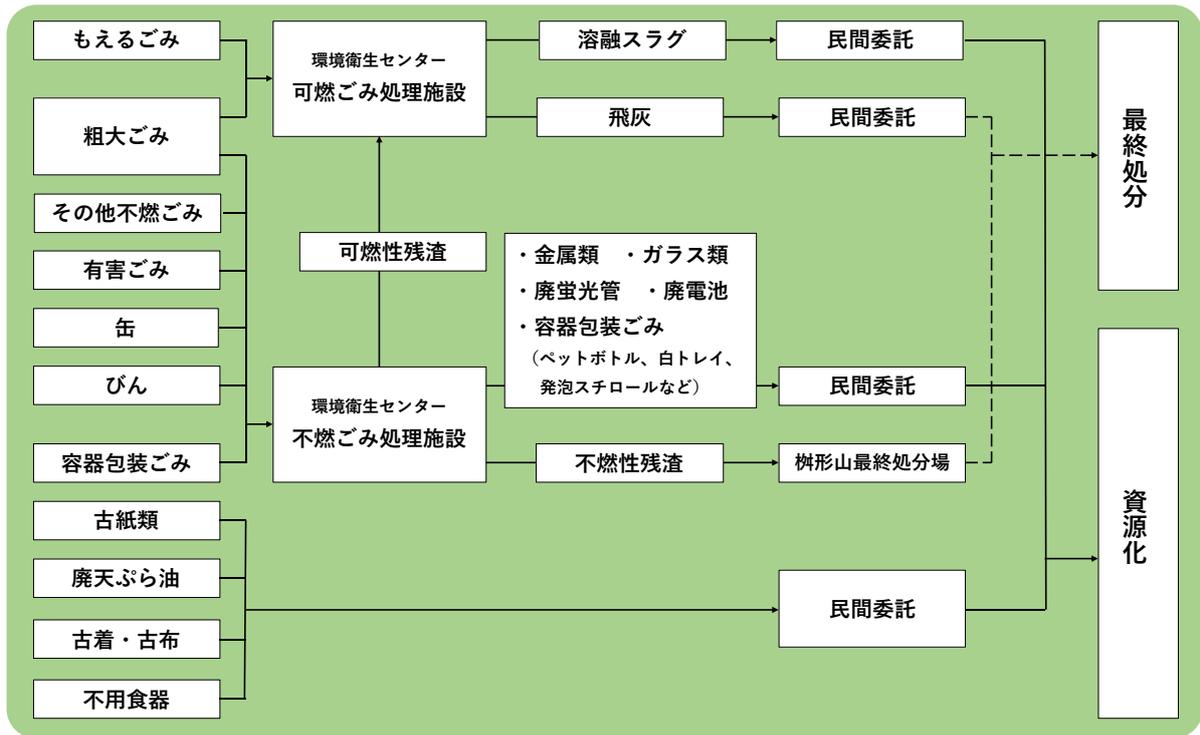
収集・処理対象外のごみ（廃家電4品目、パソコン等）については、適正な排出方法の周知・啓発を行います。

区 分	分別数	主 な 内 容	収 集 方 法
もえるごみ	1	生ごみ、皮革類、紙おむつ、プラスチック製品（容器包装を除く）、スキー靴、使い捨てカイロなど	ステーション収集
その他不燃ごみ	1	金属類、陶磁器類、化粧品のびん、割れたびん、ガラスくず、白熱電球、電気コード、刃物、不燃性粗大ごみ以外の小型家電製品など	ステーション収集
有害ごみ	1	蛍光灯、乾電池、水銀体温計	ステーション収集
缶	1	飲食用の缶類、スプレー缶などの空き缶	ステーション収集 拠点回収
びん	1	飲食用のびん、薬の容器の空きびん	ステーション収集 拠点回収
容器包装ごみ	2	白トレイ、発泡スチロール、プラマークのある容器包装、飲食用のペットボトルなど	ステーション収集 拠点回収
古紙類	5	新聞紙、雑誌・チラシ・雑紙・紙箱・紙袋・包装紙、ダンボール、米袋、紙パック	ステーション収集 拠点回収
粗大ごみ	1	ふとん、家具、畳、机、自転車など	戸別収集
廃天ぷら油	1	植物性の天ぷら油	拠点回収
古着・古布	1	古着、カバン類、生地類	拠点回収
不用食器	1	陶磁器製・ガラス製の食器類	拠点回収

(2) ごみの処理・処分状況

ごみ処理・処分における流れは、下図のとおりです。

可燃ごみ処理施設では、ごみを高温で溶融し、再資源化が可能な溶融スラグにしています。溶融スラグは、南魚沼市の市道及び公共施設地内の工事の埋戻し材及びコンクリート二次製品として活用しています。



① 中間処理施設の概要

・燃えるごみ

本町の燃えるごみは、南魚沼市の可燃ごみ処理施設にて焼却処分されています。有害物質による環境汚染対策として、搬入されたごみを高温で熔融し、再生資源としてスラグ化を図っています。排気ガスは環境基準を満たすことにより、環境への負荷を低減しています。

熔融スラグについては、再生資源として活用することで最終処分量の減量化を図っているほか、品質管理を適正に行い、リサイクル資材として安定した需要確保に取り組んでいます。焼却飛灰については、最終処分業者に委託して適正な処理を行っています。

・不燃ごみ

本町の不燃ごみは、南魚沼市の不燃ごみ処理施設にて処理されています。不燃ごみを選別・破碎することにより、びんや鉄、アルミ等の有効資源の回収を行っています。

また、平成 23 年度より容器包装プラスチックの分別収集、平成 29 年度より家庭用廃天ぷら油の拠点回収を開始し、それまで可燃ごみとして焼却していたものを再資源化しています。

施設から最終的に発生する残渣については、榊形山最終処分場で埋め立て処分をしています。

施設名称	環境衛生センター 可燃ごみ処理施設	環境衛生センター 不燃ごみ処理施設
処理区域	南魚沼市（六日町・塩沢地域）、湯沢町	
処理方式	酸素式熱分解直接熔融方式	粗大ごみ併用処理方式
処理能力	110t/24h（55t/24h×2炉）	30t/5h
発電能力	1,350kw	—
竣工	平成16年3月	平成9年2月
その他	付帯施設への余熱利用	—

② 最終処分場の概要

不燃ごみ処理施設で発生する残渣については、南魚沼市が榊形山最終処分場で埋め立て処分しています。榊形山最終処分場は、全国初のクローズド型で二重遮水シートを使用、さらに浸出水は浄化処理後放流しないで汲取り処理方式を採用する等、公害対策に十分配慮した施設となっています。

施設名称	榊形山最終処分場
処理区域	南魚沼市（六日町・塩沢地域）、湯沢町
埋立廃棄物	破碎不燃ごみ
埋立地面積	1,904㎡(952㎡×2)
埋立容量	14,200㎡(7,100㎡×2)
水処理方式	生物処理＋凝集沈殿＋ろ過
水処理能力	10㎡/日
竣工	平成10年7月
残存容量	1,934㎡（令和4年度末現在）

2 ごみの処理実績

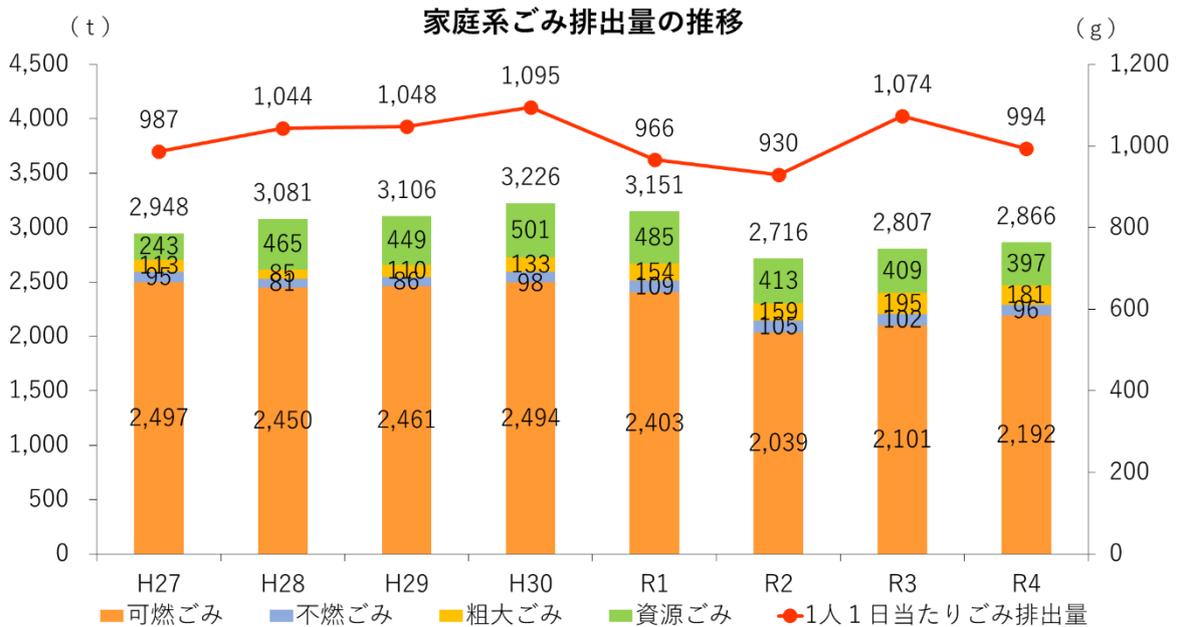
(1) 家庭系ごみ排出量

本町の家庭系ごみ排出量の推移は、下表のとおりです。

平成27年度以降、家庭系ごみ排出量は徐々に増加していましたが、令和元年度を境に減少し、令和4年度のごみの量は、平成30年度より約12%減少しており、1人1日当たりごみ排出量は、平成30年度と比較して約9.3%減少しています。

家庭系ごみ	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
可燃ごみ	t	2,497	2,450	2,461	2,494	2,403	2,039	2,101	2,192
不燃ごみ		95	81	86	98	109	105	102	96
粗大ごみ		113	85	110	133	154	159	195	181
資源ごみ		243	465	449	501	485	413	409	397
家庭系ごみ合計		2,948	3,081	3,106	3,226	3,151	2,716	2,807	2,866
1人1日当たりごみ排出量	g	987	1,044	1,048	1,095	966	930	1,074	994

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」



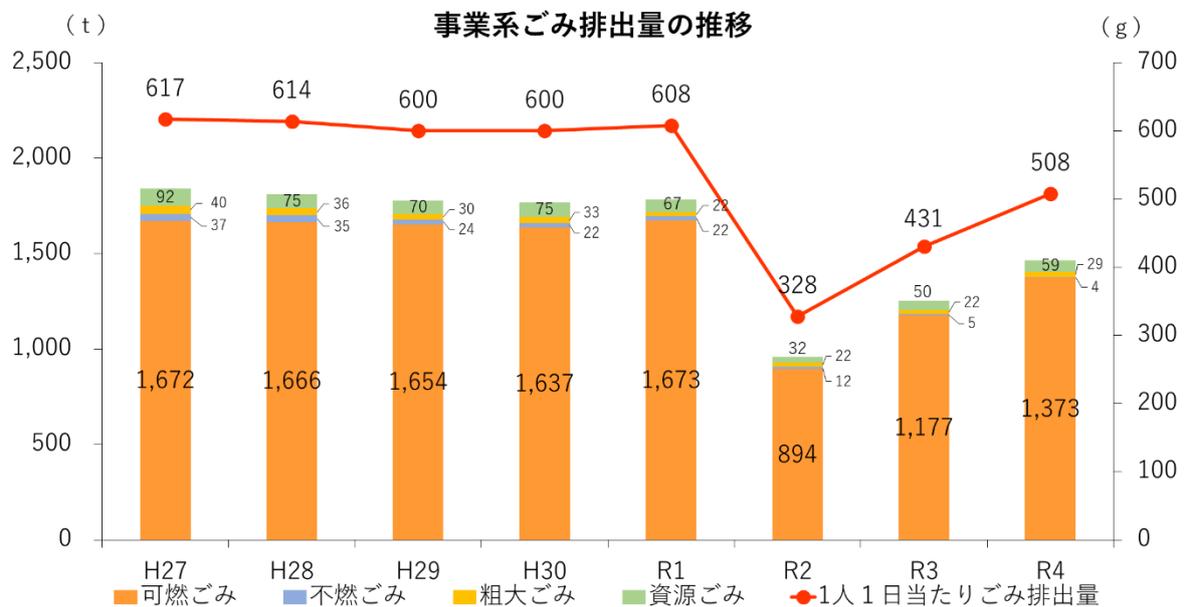
(2)事業系ごみ排出量

本町の事業系ごみ排出量の推移は、下表のとおりです。

平成 27 年度以降、事業系ごみ排出量は徐々に減少していましたが、令和 2 年度を境に大きく減少し、令和 4 年度のごみの排出量は平成 30 年度と比較して約 17%減少しており、1 人 1 日当たりごみ排出量は、平成 30 年度と比較して約 15%減少しています。

事業系ごみ	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
可燃ごみ	t	1,672	1,666	1,654	1,637	1,673	894	1,177	1,373
不燃ごみ		37	35	24	22	22	12	5	4
粗大ごみ		40	36	30	33	22	22	22	29
資源ごみ		92	75	70	75	67	32	50	59
事業系ごみ合計		1,841	1,812	1,778	1,767	1,784	960	1,254	1,465
1人1日当たりごみ排出量	g	617	614	600	600	608	328	431	508

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」



(3) ごみの総排出量

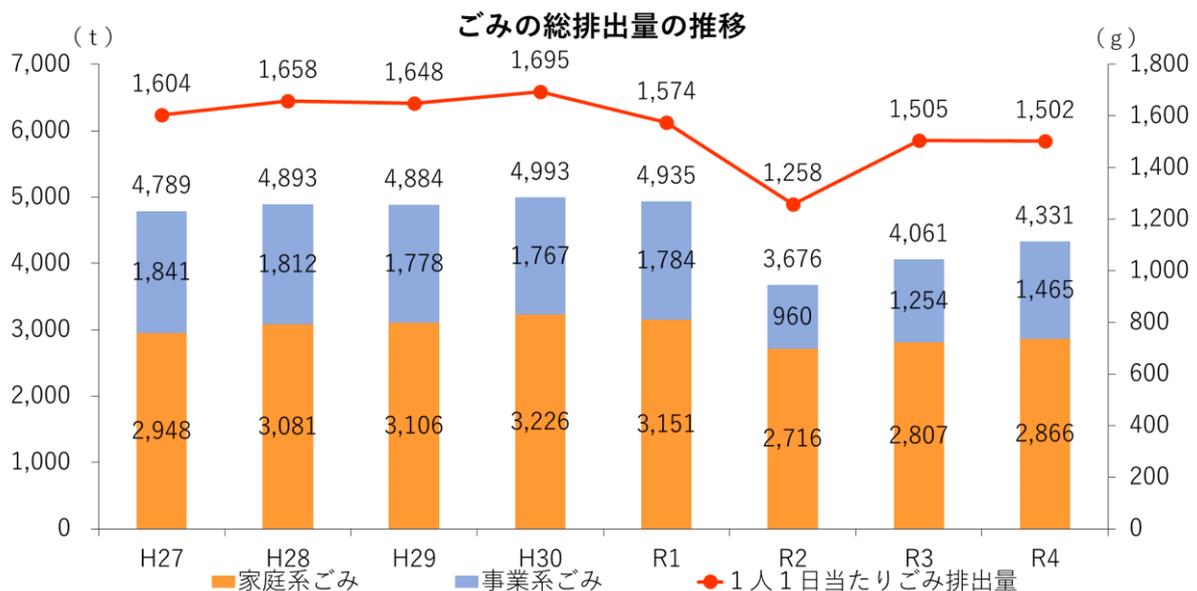
本町のごみの総排出量の推移は、下表のとおりです。

令和4年度のごみの総排出量は4,331トンで、家庭系ごみが66%、事業系ごみが34%を占めています。平成30年度と比較し約13%減少しており、1人1日当たりごみ排出量は、約12%減少しています。

前計画における、令和5年度のごみ総排出量の目標値は、4,342トンであるため、概ね目標に近づいていると考えられます。

ごみの総排出量	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (目標値)
家庭系ごみ	t	2,948	3,081	3,106	3,226	3,151	2,716	2,807	2,866	
事業系ごみ		1,841	1,812	1,778	1,767	1,784	960	1,254	1,465	
ごみ総排出量		4,789	4,893	4,884	4,993	4,935	3,676	4,061	4,331	4,342
1人1日当たりごみ排出量	g	1,604	1,658	1,648	1,695	1,574	1,258	1,505	1,502	

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」



(4)資源化量とリサイクル率の推移

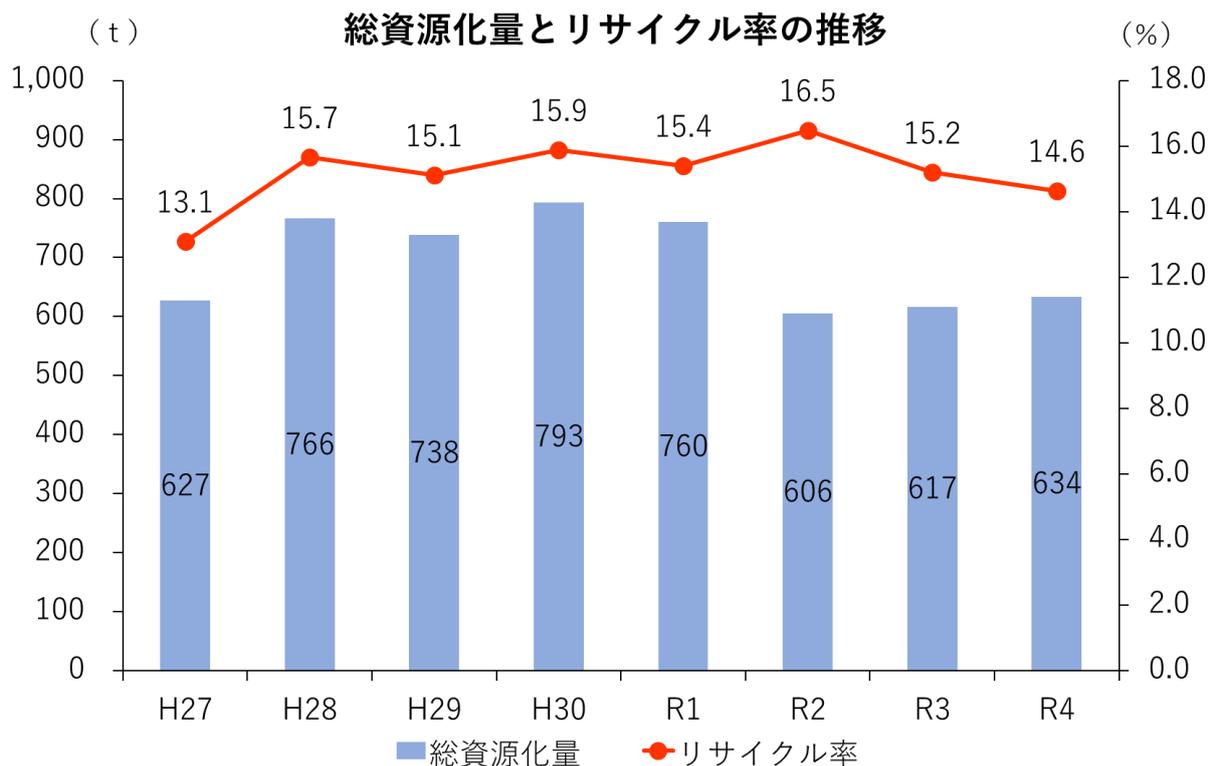
本町の総資源化量とリサイクル率の推移は下表のとおりです。

令和4年度の総資源化量は、平成30年度と比較すると減少しており、リサイクル率は、約1.3%減少しています。

リサイクル率は、平成27年度から見てみても、さほど大きく変化しておらず、より一層の意識高揚が求められます。

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
ごみ総排出量	t	4,789	4,893	4,884	4,993	4,935	3,676	4,061	4,331
総資源化量		627	766	738	793	760	606	617	634
リサイクル率		%	13.1	15.7	15.1	15.9	15.4	16.5	15.2

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」



(5) ごみ処理に係る経費

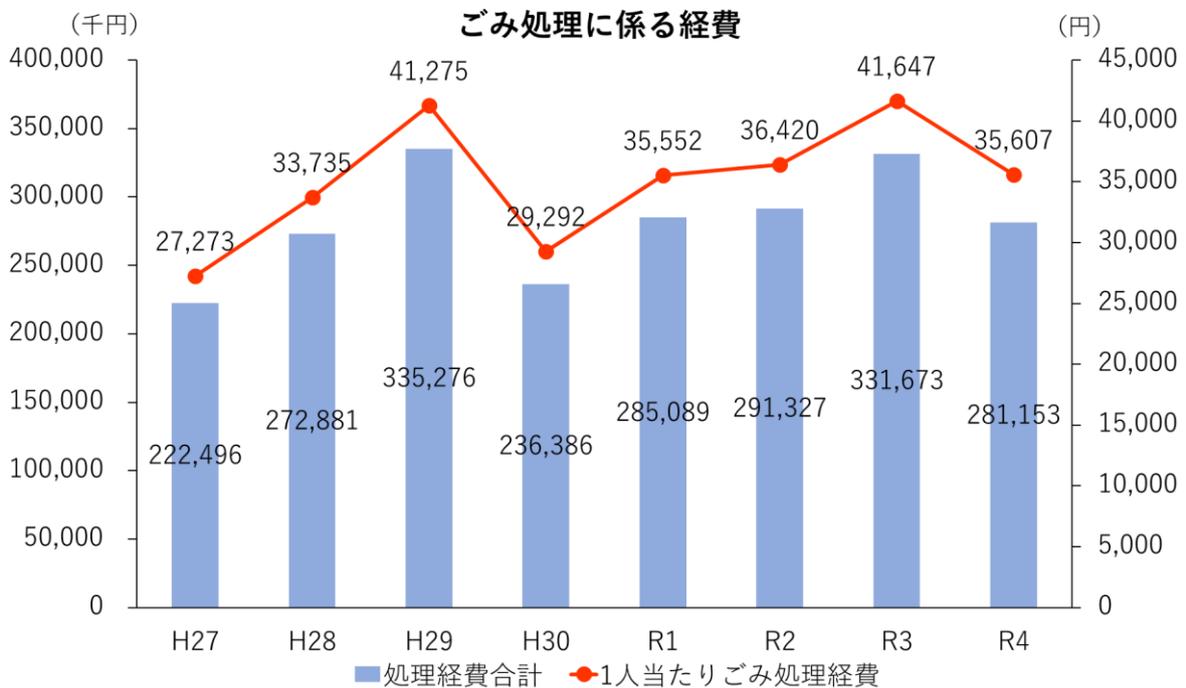
本町のごみ処理に係る経費の推移は、下表のとおりです。

令和4年度のごみ処理にかかる経費は、約2.8億円であり、町民1人当たりのごみ処理経費は約3.5万円です。

南魚沼市へのごみ処理業務委託費のほかに、環境衛生センターの修繕料があります。また、新ごみ処理施設が建設されるまでの間、負担金が必要となるため、今後も、町民1人当たりのごみ処理経費は増加すると考えられます。

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
建設改良費	千円	227	585	287	375	2,200	1,916	4,904	5,318
処理・維持管理費		222,269	269,195	333,633	229,844	278,489	253,260	249,837	274,335
その他		0	3,101	1,356	6,167	4,400	36,151	76,932	1,500
処理経費合計		222,496	272,881	335,276	236,386	285,089	291,327	331,673	281,153
人口	人	8,158	8,089	8,123	8,070	8,019	7,999	7,964	7,896
1人当たりごみ処理経費	円	27,273	33,735	41,275	29,292	35,552	36,420	41,647	35,607

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」



3 ごみ処理の目標と達成状況

(1) 目標の達成状況

前計画では、将来的に持続可能なごみの減量化・資源化に向けた新たな施策を推進していくことにより、平成25年度を基準年度とし令和5年度までにごみ排出量を10%削減とすることを目標とするとともに、資源ごみの分別を徹底し、ごみの資源化量の30%増加を目指してきました。

平成30年度実績におけるごみ処理の目標達成状況は下表のとおりです。ごみの総排出量については、目標値を大きく下回っていますが、ごみの総資源化量については、古着不布・不用食器等の回収を行ってきたことから、目標値を上回りました。

区分	単位	H25年度 実績値	H30年度 実績値	R5年度 目標値	達成状況
ごみの総排出量	t	4,825	4,993	4,342	87.0%
ごみの総資源化量	t	295	793	727	109.1%
リサイクル率	%	6.1	15.9	16.7	95.2%

(2) ごみ処理の達成目標

今計画において達成すべき目標値を次のように定めます。新型コロナウイルスの影響を受けていない平成30年度実績を基準とし、湯沢町総合計画において設定された、令和12年度のごみ総排出量を目標とします。

また、今計画の最終年度に当たる令和15年度には、平成30年度と比較して約13%減、リサイクル率を3.1%増やすことを目標とします。

区分	単位	H30年度 実績値	R4年度 実績値	R12年度 目標値	R15年度 目標値
ごみの総排出量	t	4,993	4,331	4,494	4,370
ごみの総資源化量	t	793	634	808	831
リサイクル率	%	15.9	14.6	18.0	19.0

(3) 目標達成のための役割

ごみの減量・資源化を推進していくため、町民・事業者・行政はそれぞれの立場においての役割を果たすことが重要です。

町民の役割

町民一人ひとりが、ごみを排出している当事者であるという責任と自覚を持ち、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。さらに、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄に根ざした生活様式を見直し、ごみの発生抑制・再使用を優先した生活様式に転換することが求められます。

- ・生活様式を見直し、ごみを出さないように努めます。
- ・行政の定める分別基準に従い、ごみの分別を適正に行います。
- ・地域における自主的な資源回収活動への参加・協力を努めます。
- ・再生品や繰り返し使用が可能な容器等の積極的な利用に努めます。

事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどを分別し、積極的に減量化・資源化をする必要があります。

- ・事業活動において、ごみの発生抑制に努めます。
- ・過剰包装や使い捨て商品の販売を減らすように努めます。
- ・グリーン購入法に基づき、環境配慮型製品の率先購入に努めます。

行政の役割

廃棄物に関する情報や学習の提供を推進し、住民・事業者との連携を強化していきます。ごみの減量化・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、分別区分の検討、収集体制の見直しや新たな施策を取り入れていくことも重要です。

- ・経済的、効率的なごみ処理行政を推進します。
- ・南魚沼市と連携し、計画的に施設整備を行います。
- ・ごみの減量化・資源化の啓蒙活動を推進します。
- ・グリーン購入法に基づき、環境配慮型製品の率先購入に努めます。

(4) 具体的施策

- 資源物の分別収集を徹底し、再資源化を推進します。
- マイバッグの普及促進とレジ袋の使用削減・過剰包装の抑制に取り組みます。
- 食品ロス削減の普及・啓発に取り組み、ごみの減量化を推進します。
- 生ごみ処理機の購入補助により、生ごみの堆肥化を推進します。
- 事業系ごみの分別や適正な処理の方法について指導、啓発を行います。
- 公共工事や委託業務において、コンクリートやアスファルト塊、公園や街路樹などの剪定した枝など、原材料として使用できるものの再利用を促進します。
- 詰め替え製品、再生原料を使用した製品など、環境への負荷の少ない製品の購入（グリーン購入）促進を図ります。
- 古着、古布、不用食器、使用済み天ぷら油を回収し、資源化します。

(5) 再資源化に向けた取り組み

缶やびんのほか、引き続き古着古布・不用食器などの資源ごみの分別収集に積極的に取り組みます。今後も分別収集を徹底し、再資源化への意識啓発のための広報活動を行います。

年 月	取り組み内容
平成3年5月	ダンボールの特別収集開始（週1回）
平成6年4月	資源ごみ・ダンボールの収集開始
平成7年4月	缶の収集開始
平成8年4月	びん・新聞・雑誌の収集開始
平成9年4月	ペットボトルの収集開始
平成18年8月	不燃ごみ処理施設にて発泡スチロール・白トレイのリサイクル開始
平成19年4月	資源ごみに米袋を追加
平成22年5月	廃食用油の無料回収を開始
平成23年4月	容器包装プラスチック類の収集開始
平成26年5月	古着・古布の無料回収を開始
平成29年4月	不用食器の無料回収を開始

4 ごみ処理の課題

(1) ごみの排出量について

本町のごみの総排出量と1人1日当たりのごみ排出量は横ばい傾向にあります。1人1日当たりのごみの排出量は、県内の他市町村に比べると多いのが現状です。これは、本町が観光地であるため、観光事業由来のごみが多く排出されているためだと考えられます。

(2) 減量化・資源化に向けた取り組み

ごみの減量化や資源化の推進に向け、家庭系ごみについては、広報やウェブサイトによる分別マナーや4Rの周知を継続して行う必要があります。

また、食品ロスの削減に向け、電気式生ごみ処理機への購入費補助金や、魚沼市、南魚沼市、湯沢町の2市1町で取り組んでいる「おいしい食べきり運動」などの施策の周知を行う必要があります。

(3) 事業系ごみについて

事業系ごみについては、排出者責任で処理・資源化を行うことが原則です。事業者に対するごみの発生抑制や減量化の取り組みの推進を行うため、排出される事業系ごみの種類や量を把握し、より効果的な施策を検討し実行する必要があります。

また、事業系ごみの委託収集の廃止について検討を行う必要があります。

(4) 災害廃棄物について

大規模災害発生時に円滑な処理を行うため、災害廃棄物処理計画の策定や災害発生時に向けた日ごろからの備えや訓練及び講習を行う必要があります。

また、一般廃棄物処理委託先の南魚沼市との協議や他の自治体との災害関係協定の締結、災害廃棄物仮置き場の選定を行う必要があるほか、発災時には「災害廃棄物処理の協力に関する協定」に基づき、災害廃棄物の迅速な処理を行います。

第2章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理基本計画

(1) ごみ処理に係る理念・目標

ごみ処理基本計画の基本理念・目標は、湯沢町総合計画で定める以下のとおりとします。

「地球環境の保全及び本町の観光資源でもある雪を地球温暖化から守るという観点から、町民や企業・事業所等における環境負荷を低減するための取り組みを促進するとともに、再生可能エネルギーの活用を促進し、資源循環型社会の形成を目指します。」

(2) ごみ処理に係る基本方針

基本理念・目標を踏まえたごみ処理計画の基本方針は、町民・事業者・行政が一体となった次の取り組みとします。

・町民の取り組み

未使用のものが捨てられないことがないよう「もったいない」の気持ちで、「ごみを出さない」生活への転換を図ります。また、ごみの分別を徹底し、ごみの減量化とリサイクルに協力します。

・事業者の取り組み

事業活動の各段階で廃棄物の発生抑制の体制を図るとともに、排出者責任に基づき、発生した廃棄物は自らの責任で適正に処理します。また、店頭等での資源回収の拡大を図るなど、ごみの減量と資源化に努めます。

・行政の取り組み

町民や事業者に対し、ごみの分別や4Rの啓発を進め、「焼却処分や最終処分以外の選択」と「リサイクルへの転換拡大」を目標とした、ごみの減量化とリサイクルを推進し、排出されたごみを適正に処理・処分します。

・ 4R の推進

本計画では、4R（Refuse（発生回避）、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））を推進することとし、施策体系を次のとおりとします。

Refuse（発生回避）～ごみの発生源を断ちましょう～
<ul style="list-style-type: none">・ 不要なチラシやパンフレットは受けとらず、ごみの原因となる物を家庭に持ち込まないようにしましょう・ マイバックを使用し、レジ袋は断りましょう・ マイボトル・マイカトラリー（はし、フォーク、スプーン）を使い、使い捨て用品は買わないようにしましょう・ 過剰な包装は断りましょう
Reduce（発生抑制）～ごみの量を減らそう～
<ul style="list-style-type: none">・ 生ごみは捨てる前にひと絞りしましょう・ 詰替えタイプの製品や簡易包装の製品を選びましょう・ 食品ロスを減らしましょう・ 必要なものを必要なだけ購入しましょう
Reuse（再使用）～繰り返し使おう～
<ul style="list-style-type: none">・ いらなくなったものはそれが必要な人に譲りましょう・ フリーマーケットやバザーなどを活用しましょう・ 古くなった物、壊れた物も出来るだけ修理して、長く大切に使いましょう
Recycle（再生利用）～再生資源に戻そう～
<ul style="list-style-type: none">・ リサイクル製品を積極的に利用しましょう・ 資源物の分別回収に協力しましょう・ 生ごみは生ごみ処理機で堆肥化させましょう

(2) 収集運搬計画

①ごみの分別

- ごみの減量化・資源化を進めるため、分別方法について広報やウェブサイトに掲載し周知を図ります。また、新ごみ処理施設の稼働時に分別区分が変更となった場合には、事前に町民への周知に努めます。
- 令和10年度（予定）までに、プラスチック使用製品廃棄物（製品プラスチック）の分別収集・資源化の検討に取り組み、分別収集が決定した場合は、町民への周知に努めます。

②ごみの収集運搬

ごみの委託収集については、現状の収集運搬体制で対応していきませんが、今後のごみの排出量の増減など度合いにより、収集方法や収集回数を見直すこととします。適切な分別収集を進めていくため、行政・町民・事業者が相互に協力・連携を行います。

・家庭系ごみ

家庭系ごみの収集運搬は、排出されたごみを迅速かつ衛生的に処理するため、効率的で適切な収集運搬体制を整備し、町民サービスの向上を図ります。

・事業系ごみ

事業系ごみについては、事業者自らが処理することが原則です。事業系ごみの処理については、事業者自らがごみ処理施設へ直接搬入するか、収集運搬許可業者へ委託し搬入することを推進します。

③拠点回収の実施

廃天ぷら油、古着・古布、不用食器については、資源ごみストックヤード、役場及び湯沢公民館正面玄関で拠点回収の継続を実施します。

④処理困難物等の処理

ごみ処理施設の処理能力を超えるもの及び危険性・有害性があるもの、各種リサイクル等関係法令の対象となっているものは、排出禁止物及び適正処理困難物として指定し、製造事業及び販売事業者に処理を依頼することを原則とします。また、処理困難物等の処理方法は、広報等を活用し町民への周知を図ります。

排出禁止物	品目	処理方法
有害性・危険性・引火性のある物	廃油、塗料、農薬、溶剤、ガスボンベ	販売店、専門業者に処理を依頼する
容積又は重量の著しく大きい物	大型農機具（コンバインなど）、ピアノ、耐火金庫、シャッター、自動販売機	販売店、専門業者等に処理を依頼する
特別管理一般廃棄物	感染性一般廃棄物（注射針など）	かかりつけ医に回収を依頼する
適正処理困難物	自動車部品及びバイク部品（タイヤ、ホイール、バッテリーなど）、建築廃材類（鋼材、鉄筋ブロック、レンガ、石膏ボードなど）、コンクリート製品、土石類、ワイヤーロープ	販売店、専門業者等に処理を依頼する
リサイクル制度が構築されているもの	バイク	二輪車リサイクルシステムを利用
	消火器	廃消火器リサイクルシステムを利用
	テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	家電リサイクル券システムを利用
	パソコン	パソコンリサイクルシステムを利用

(3)次世代処理・処分施設の検討

南魚沼市・湯沢町で、新たなごみ処理施設の整備計画を進めます。

(4)災害対策

地震や水害等により多量の災害廃棄物が発生した場合や、ごみ処理委託先である南魚沼市の処理施設が運転停止し、ごみ処理ができないような大規模災害が発生した場合には、「湯沢町地域防災計画」や関係機関との災害協定に基づき、環境衛生の保全と早期復旧を図るため、関係機関と連携し被災地及び避難所における廃棄物を適正に処理します。

また、ごみ処理委託先の南魚沼市では、災害時における施設の被害を想定し、応急復旧のための資機材の備蓄を務めるとともに、施設点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備しています。

(5)計画管理

本計画は、町民・事業者の理解と協力が必要であり、本計画の周知を図るため、ウェブサイトに掲載し、ごみの減量化・資源化に向けた情報は広報やウェブサイトにおいて情報を発信します。

(6)その他のごみ処理に関し必要な事項

・環境美化活動の推進

本町では、新潟県にて行っている「環境美化及びごみの散乱防止対策事業」を推進しています。町内会に協力を依頼し地域の環境美化活動を実施し、環境美化とごみに対する意識の高揚を図ります。

・不法投棄・野外焼却対策の強化

不法投棄・野外焼却については、関係機関と連携して監視体制の充実を図ります。また、町民や事業者へ未然防止に向けた周知を行います。

・啓発活動

広報やウェブサイトにより、ごみの減量化・資源化に向けた取り組み等について周知を行います。また、ごみの分け方・出し方ガイドブックやごみカレンダーを作成・活用してごみの分別の啓発を行います。

第3部 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理主体

家庭から排出される生活排水は、し尿（トイレから出る排水）と生活雑排水（台所・浴室・洗面所などの排水）からなる排水です。生活排水処理施設には、し尿のみを処理するものと、し尿及び生活雑排水の両方を処理するものがあります。本町における生活排水の処理主体は下表のとおりです。

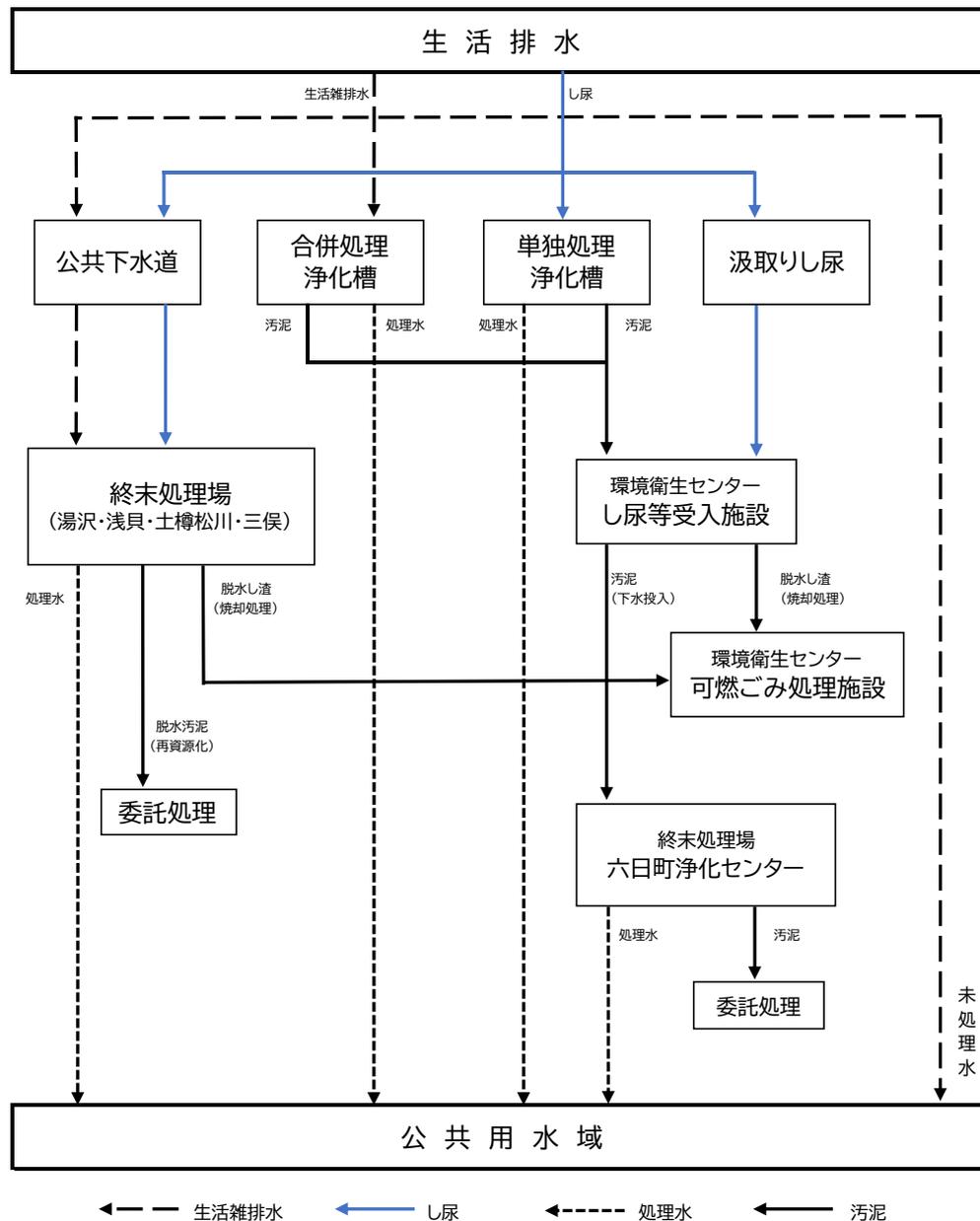
処理施設	生活排水の種類	処理主体
公共下水道 湯沢浄化センター	し尿及び生活雑排水	湯沢町
特定環境保全公共下水道 浅貝浄化センター 土樽・松川浄化センター 三俣浄化センター		
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	湯沢町・個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
南魚沼市環境衛生センター し尿等受入施設	し尿及び浄化槽汚泥	南魚沼市

平成30年4月に新潟県魚野川流域下水道六日町浄化センターの敷地内に南魚沼市環境衛生センターし尿等受入施設を設置して2市1町（南魚沼市・魚沼市・湯沢町）のし尿等を受け入れています。同施設に直接投入することで、し尿処理量の減少にもスムーズに対応が可能であり、経費的にもメリットが大きいとされています。

(2)生活排水処理体系

本町における生活排水処理体系の概要は下記のとおりです。

本町の生活排水のうち、し尿は公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿等受入施設において全量が処理されていますが、生活雑排水は公共下水道、合併処理浄化槽以外については、未処理のまま公共用水域に流れています。



単独処理浄化槽：トイレの汚水のみを処理し、浄化する浄化槽。浄化槽法により、平成 13 年 4 月 1 日から製造・販売が禁止され、単独処理浄化槽は設置することができなくなっている。
 合併処理浄化槽：トイレの汚水だけでなく、台所、風呂等の生活雑排水を一緒に処理する浄化槽。

2 生活排水処理施設の整備状況

本町では、快適な生活環境の確保と河川の水質保全などのため、昭和38年の都市下水路の整備から始まり、昭和59年より公共下水道事業に着手しました。令和4年度末現在の供用開始面積と供用率は下表のとおりです。今後も、下水道普及率の向上に向けて下水道整備を進めていきます。

また、公共下水道区域外については、非水洗・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるための啓発を行います。

	計画面積 (ha)	供用開始面積 (ha)	供用率 (%)
湯沢浄化センター	348.0	306.4	83.9
浅貝浄化センター	38.0	33.9	43.5
土樽・松川浄化センター	17.6	16.6	87.3
三俣浄化センター	23.0	22.3	97.1
合 計	426.6	379.2	78.0

3 生活排水処理の基本方針

新幹線、高速道路といった高速交通網や各種の社会基盤が整備された今日でも、清流は多くの生物を育み、私たちの暮らしに潤いを与えてくれる貴重な財産です。清流を保全し、快適な生活環境と自然環境を守るため、本町の生活排水処理の基本方針を次のとおりとします。

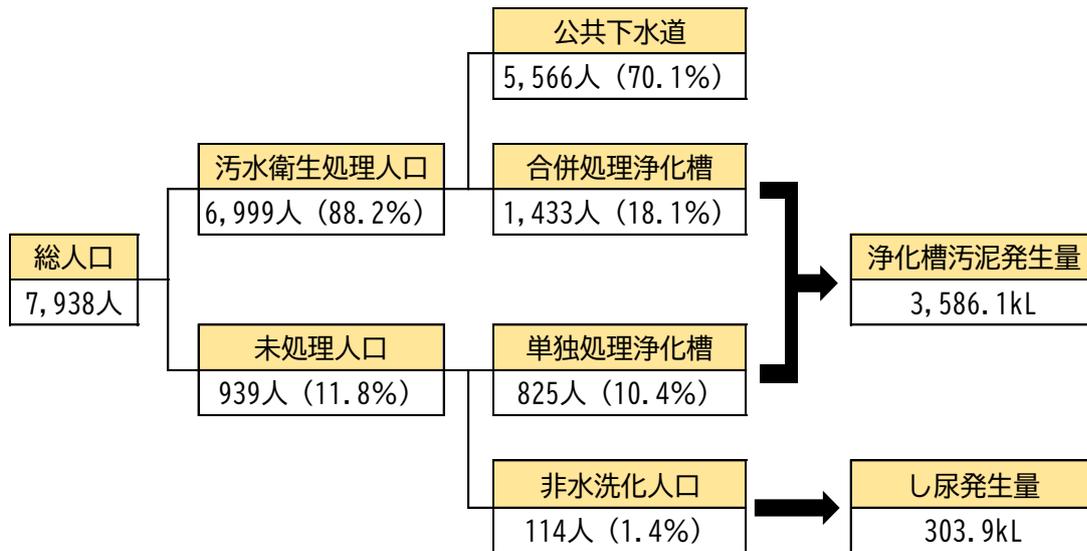
- ① 公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）区域内の家屋からの生活排水については、公共下水道により処理します。
- ② 公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）区域外の家屋からの生活排水については、合併処理浄化槽により処理します。

4 生活排水の排出状況

本町の生活排水の排出状況は以下の表のとおりです。令和4年度においては、行政区域内人口7,938人のうち6,999人(88.2%)について、生活排水の適正な処理がなされています。将来的には町内全域の生活排水の処理を目指します。

区 分			単位	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
行政区域内人口			A	人	8,186	8,134	8,134	7,976	7,960	7,938	
公共下水道	湯沢地区	処理人口	人	6,249	6,183	6,188	6,014	5,926	5,837		
		接続人口	人	5,585	5,503	5,422	5,290	5,244	5,174		
		水洗化率	%	89.4	89.0	87.6	88.0	88.5	88.6		
		下水道汚泥量	t	853	788	763	553	676	650		
特定環境保全 公共下水道	浅貝地区	処理人口	人	243	201	218	195	188	193		
		接続人口	人	204	164	168	159	155	169		
		水洗化率	%	84.0	81.6	77.1	81.5	82.4	87.6		
		下水道汚泥量	t	65	32	51	20	23	14		
	土樽・松川 地区	処理人口	人	204	206	189	185	175	179		
		接続人口	人	178	167	161	157	151	154		
		水洗化率	%	87.3	81.1	85.2	84.9	86.3	86.0		
		下水道汚泥量	t	13	2	10	7	7	10		
	三俣地区	処理人口	人	251	247	235	215	209	198		
		接続人口	人	29	43	71	70	71	69		
		水洗化率	%	11.6	17.4	30.2	32.6	34.0	34.8		
		下水道汚泥量	t	0	7	10	10	7	14		
	下水道汚泥量			t	78	41	71	37	37	38	
	下水道接続人口			B	人	5,996	5,877	5,822	5,676	5,621	5,566
	水洗化率			C	%	73.2	72.3	71.6	71.2	70.6	70.1
	汲取りし尿			㎏	679.2	566.4	560.9	213.2	310.6	303.9	
浄化槽汚泥			3,990.0		3,861.1	3,708.6	3,137.9	3,448.7	3,586.1		
合併処理浄化槽処理人口			D	人	1,140	1,149	1,259	1,295	1,369	1,433	
水洗化・生活雑排水処理人口			E	人	7,136	7,026	7,081	6,971	6,990	6,999	
生活排水処理率			F	%	87.2	86.4	87.1	87.4	87.8	88.2	
単独処理浄化槽処理人口			G	人	860	935	899	874	840	825	
非水洗化人口			H	人	190	173	147	131	130	114	
非水洗化・生活雑排水未処理人口			I	人	1,050	1,108	1,046	1,005	970	939	

$$C=B/A \quad F=E/A \quad E=B+D \quad I=G+H$$



5 生活排水の達成状況

本町では、地区の特性、周辺環境、水源地の保全等の自然環境保全を考慮し、公共下水道や合併処理浄化槽による生活排水の処理を推進しています。本計画では、基本方針に基づき、将来的に町内全域の生活排水を処理することを目標としています。前計画における生活排水処理の目標達成状況は下表のとおりです。目標年前年の令和4年度の実績値は、すべての項目について目標値を上回りました。

区分	単位	H30年度 実績値	R4年度 実績値	R5年度 目標値	達成状況
行政区域内人口 (計画処理区域内人口)	人	8,134	7,938	7,708	105.5%
水洗化・生活雑排水処理人口		7,026	6,999	6,700	104.9%
生活排水処理率	%	87.3	88.2	84.0	103.9%

6 収集運搬及び処理計画

令和4年度末の供用開始面積は、公共下水道と特定環境保全公共下水道を合わせて379.2ha（計画面積426.6haの88.9%）に達していますが、今後も下水道への接続率の向上を図るとともに浄化センターの修繕等を行っていきます。

なお、下水道整備計画区域を除く地域については、浄化槽等各地域の実情に応じた処理方式を採用します。

(1) 収集運搬計画

汲取りし尿の収集運搬は、南魚沼市へ事務委託を行い、南魚沼市の委託業者にて行われています。なお、仮設トイレの汲取りし尿や浄化槽汚泥の収集運搬は、町の許可業者により行います。

(2) 処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、南魚沼市へ処理委託を行い、南魚沼市環境衛生センターし尿等受入施設で受入し、前処理としてし渣を除いたのち、魚野川流域下水道六日町浄化センターへ移送し、その後の処理を県に委託しています。し渣については、南魚沼市の可燃ごみ処理施設で焼却処理を行っています。

(3) その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について町民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。また、浄化槽については定期的な保守点検、清掃及び定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めるとともに、関係業者との連携を強めて適正な維持管理等指導の強化を図ります。

施設名称	南魚沼市環境衛生センター し尿等受入施設
処理区域	南魚沼市、魚沼市、湯沢町
所在地	南魚沼市五日町1961番地9
受入種別	し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水処理施設汚泥
処理方式	下水投入方式
公称能力	71 kℓ/日
竣工	平成30年3月

7 生活排水の処理計画と目標

概ね全ての生活排水を処理施設で処理することとし、生活排水処理率を令和15年度までに93.9%に引き上げることを目標とします。

区 分			単位	R6	R7	R8	R9	R10	R15	
行政区域内人口			A	7,898	7,859	7,820	7,780	7,742	7,550	
公共下水道	湯沢地区	処理人口	人	5,841	5,976	5,920	5,870	5,820	5,570	
		接続人口		5,374	5,521	5,500	5,483	5,465	5,370	
		水洗化率	%	92.0	92.4	92.9	93.4	93.9	96.4	
		下水道汚泥量	t	782	803	800	798	795	781	
特定環境保全 公共下水道	浅貝地区	処理人口	人	195	194	190	188	186	176	
		接続人口		172	173	171	171	171	169	
		水洗化率	%	88.2	89.2	90.0	91.0	91.9	96.0	
		下水道汚泥量	t	47	47	47	47	47	46	
	土樽・松川 地区	処理人口	人	194						
		接続人口		171	湯沢浄化センターに接続					
		水洗化率	%	88.1						
		下水道汚泥量	t	10						
	三俣地区	処理人口	人	229	226	220	220	220	220	
		接続人口		147	163	176	180	185	202	
		水洗化率	%	64.2	72.1	80.0	81.8	84.1	91.8	
		下水道汚泥量	t	14	16	17	18	18	20	
	下水道汚泥量			t	71	63	64	64	65	66
	下水道接続人口			B	5,864	5,857	5,847	5,834	5,821	5,741
	水洗化率			C	74.2	74.5	74.8	75.0	75.2	76.0
	汲取りし尿			kl	679.2	566.4	560.9	213.2	310.6	303.9
浄化槽汚泥			3,990.0		3,861.1	3,708.6	3,137.9	3,448.7	3,586.1	
合併処理浄化槽処理人口			D	1,420	1,417	1,414	1,411	1,409	1,350	
水洗化・生活雑排水処理人口			E	7,284	7,274	7,261	7,245	7,230	7,091	
生活排水処理率			F	92.2	92.6	92.9	93.1	93.4	93.9	
単独処理浄化槽処理人口			G	820	815	810	805	800	750	
非水洗化人口			H	113	111	109	108	107	100	
非水洗化・生活雑排水未処理人口			I	933	926	919	913	907	850	

$C=B/A$ $F=E/A$ $E=B+D$ $I=G+H$

湯沢町一般廃棄物処理基本計画

令和6年4月

湯沢町 企画産業観光部 環境農林課

〒949-6192

新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地

Tel:025-788-0291 Fax:025-784-3582

E-mail:kankyoutown.yuzawa.lg.jp